

平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（1）

2018年10月9日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳



弁護士 植名 基 晴



弁護士 富増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育哉



はじめに	4
------	---

1 本書面の目的	4
2 本書面の概要	4

第1 複数国籍発生防止の要請とその実現不可能性	6
--------------------------------	---

1 複数国籍の弊害のおそれ	6
2 「弊害」防止手段としての複数国籍発生防止	6
3 複数国籍発生の不可能性	7
(1) 主権尊重の原則	7
ア 国家の「対人主権」	7
イ 国籍立法に関する「主権尊重の原則」	7
ウ 複数国籍の発生は「主権尊重の原則」の必然的帰結	8
エ 複数国籍発生防止・解消の徹底の帰結は自國法の従属化	8
オ 複数国籍の発生の防止・解消の徹底は不可能	9
(2) 国籍法抵触条約について	10
ア 「原則」ではなく「希望」「願望」に過ぎない複数国籍防止	10
イ 「主権尊重の原則」の確認と、複数国籍の肯定	11
ウ 複数国籍の弊害除去の規定	12
エ 国籍法抵触条約のその後	14
(3) 国内立法による複数国籍防止が不可能であることの実例	15

第2 複数国籍の弊害が問題とならない状況の広がり	16
---------------------------------	----

1 複数国籍の「弊害」の実態	16
(1) 外交保護権の衝突	17
(2) 兵役義務の抵触	18
(3) 納税義務の抵触	19
(4) 適正な入国管理の阻害	19
(5) 重婚の防止不能	21
(6) 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生	21
(7) 整理	24
2 複数国籍防止の要請の減退と複数国籍肯定の潮流の拡大	24
3 小括	25

第3 「複数国籍防止・解消」の内容は各国独自の要請に基づくこと	25
--	----

1 中国国籍法	26
(1) 複数国籍発生防止・解消は限定的	26
(2) 社会的・経済的制度の特異性	26
2 韓国国籍法	27
(1) 複数国籍肯定の動きと「外国国籍不行使宣言」	27
(2) 歴史的、社会的特殊事情	28
3 日本の国籍法	29
4 小括	30

第4 日本の国籍法における「複数国籍防止」制度の具体的な内容	31
---------------------------------------	----

1 国籍法における「複数国籍発生防止の要請」と「国籍自由の原則」の具体的な内容を検討する必要性	31
2 複数国籍の発生をもたらす制度	32

(1) 2条1号2号、3条1項、17条1項、5条2項	32
ア 2条1号2号 出生による両親の国籍の取得に起因する複数国籍	32
イ 3条1項 認知による国籍取得に起因する複数国籍	32
ウ 17条1項 国籍再取得に起因する複数国籍	33
エ 5条2項 帰化申請者が原国籍離脱要件を充足することができない場合の複数国籍	33
オ 外国法の「当然取得」の規定に基づく複数国籍	34
(2) 国籍法における複数国籍発生の制度の特徴	34
3 複数国籍の発生を防止する制度	35
(1) 5条1項5号、11条1項、12条、	35
ア 5条1項5号 帰化における原国籍離脱要件	35
イ 11条1項 自己の意思による外国国籍の取得による日本国籍の喪失	36
ウ 12条 国籍不保留による国籍喪失	36
(2) 複数国籍の発生防止の不徹底と修正	37
(3) 11条1項の異質性	38
4 一旦発生した複数国籍を解消する制度	38
(1) 11条2項、13条、14条、15条、16条	38
ア 11条2項 外国国籍の選択による日本国籍の喪失	38
イ 13条 国籍離脱	39
ウ 14条 国籍選択	39
エ 15条 選択催告	40
オ 16条 外国国籍離脱の努力義務	41
(2) 小括	42
5 複数国籍に関する国籍法の姿勢の整理	42
(1) 複数国籍の発生について	42
(2) 複数国籍の発生防止について	43
(3) 複数国籍の解消について	43
(4) まとめ——複数国籍に関する国籍法の考え方	44

はじめに

1 本書面の目的

本件訴訟は、国籍法 11 条 1 項の憲法適合性を問う裁判である。したがって、同条項の主要な立法目的である「複数国籍¹防止」の具体的な内容やその合理性、目的達成のために本人の意思に反して日本国籍を喪失させるという手法の合理性が問われることになる。

そこで、本書面においては、国籍法 11 条 1 項の違憲性を論ずる前提として、「複数国籍防止」の意味・内容を明らかにするとともに、日本の国籍法が採用する「複数国籍防止」という立法政策の具体的な内容を提示し、国籍法 11 条 1 項の特殊性を確認する。

2 本書面の概要

本書面で詳述する原告の主張を要約すると、以下の通りである。

- ① 複数国籍は、外交保護権の衝突、兵役や納税義務の重複などの弊害をもたらすから、防止解消されなければならない、とされる。（第 1・1、2）
- ② しかし複数国籍は「主権尊重の原則」から必然的に発生するものであり、その発生の防止・解消を徹底することは原理的に不可能である。（第 1・3）
- ③ 他方、複数国籍の弊害とされてきたものは、複数国籍防止・解消以外の方法で解決できたり、あるいはそもそも複数国籍とは無関係

¹ 「重国籍」という語は、重婚（bigamy）を想起させ、不道徳なものであるとの誤解を招きやすい。そこで、本書面以降原告らは、「重国籍」ではなく、「multiple nationality」という価値中立的な語の訳語である「複数国籍」を用いる（甲 20・91 頁参照）。

のものである。あるいはその解決手段として国籍を奪うのは目的に
対して手段が過剰であり適切でないものもある。（第 2・1）

④ そのため、複数国籍防止・解消の要請は減退している。しかも、複数国籍には個人の人権擁護・幸福追求その他さまざまな利点があるとの認識が広まり、複数国籍を肯定する国が増えてきた。（第 2・2）

⑤ 前述の通り複数国籍を完全に防止解消することが不可能である以上、国籍法制における複数国籍に関する立法政策は、複数国籍をどの範囲で制限し、どの範囲で容認するか、という取捨選択に関するものとなる。そして、その立法政策の具体的な内容は、各国の歴史的・社会的・経済的事情を背景として様々であり、「複数国籍防止・解消」のための万国共通のルールがあるわけではない。ある国籍法制における「複数国籍防止・解消」の内容は、その国籍法制を具体的に検討することによって初めて明らかになる。（第 3）

⑥ 日本の国籍法は、複数国籍の制限を立法目的の一つに挙げている。しかし、その具体的な内容を検討すると、複数国籍の完全な消滅は想定しておらず、日本国籍の離脱に向けた本人の意思がある場合に限って、複数国籍を解消していくことを基本方針としていることがわかる。その中で 11 条 1 項は、複数国籍発生防止を理由に国籍の離脱に向けた本人の意思に基づかず日本国籍を喪失させる点で、極めて特殊な規定である。（第 4）

第1 複数国籍発生防止の要請とその実現不可能性

1 複数国籍の弊害のおそれ

複数国籍は、一人の個人に、複数の国からそれぞれの国籍が付与されている状態である。

複数国籍の場合、個人と複数の国家の間に同種の権利義務が存在し得る。そのため、複数国籍に起因して様々な弊害が生じるおそれがあるとされ、これらの弊害がひいては国家間の衝突を惹起しかねないと考えられたことから、これを防止する必要がある、とされる（甲17・66～67頁）。

被告も、外交保護権の衝突、その結果としての国際的摩擦、兵役義務、納税の義務の抵触、個人の同一性判断の困難化に伴う適正な入国管理や重婚防止施策への支障、等々の様々な弊害の「おそれ」を列挙する（答弁書34頁）。

2 「弊害」防止手段としての複数国籍発生防止

そして、複数国籍に起因するこれら弊害を抜本的に解決する手段として、複数国籍自体をなくしてしまうことが提唱されてきた（甲31・14頁第2段落）

すなわち、「複数国籍の発生防止」や「解消」が提唱され、謳われるとき、その実質的な目的は、複数国籍の発生を防止・解消することではなく、複数国籍による弊害を防止・解消することにあった。

被告もこの発想に立っている（答弁書34頁・第2～4段落、40頁（イ）第2段落）。

3 複数国籍発生の不可能性

(1) 主権尊重の原則

しかし、複数国籍状態の発生は「主権尊重の原則」の必然的帰結であり、一国の国籍法制で複数国籍の発生防止・解消を徹底することは不可能である。以下具体的に説明する。

ア 国家の「対人主権」

個人は、ある国家の国籍を保有することにより、所属する国家の領域内にあるかどうかにかかわらず、所属する国家の主権（国家の統治権）に服することとなる。これを国家の「対人主権」という。

この「対人主権」の観点から表現すると、国籍は「国家の対人主権の範囲を画する法的地位」となり、国籍の得喪に関する定めは「対人主権の範囲を画するもの」となる。

イ 国籍立法に関する「主権尊重の原則」

いかなる国も、自国の「対人主権の範囲を画するもの」として自国の国籍の得喪に関する定めを設けることができる。しかし、他国の「対人主権の範囲を画するもの」である他の国籍の得喪に関する定めを侵すことは、他の「対人主権」を侵害するものとなる。

のことから、ある国の国籍立法はその国の国籍の取得・変更・喪失を決めることができるだけで、他のそれについては定めることはできないという原則が導き出される（甲27・95頁）。この原則を国籍立法に関する「主権尊重の原則」という。（被告のいう「国内管轄の原則」（答弁書32頁）も同じ意味である。以下これを「主権尊重の原則」という。）

「主権尊重の原則」は「対人主権」の法制度における現れであり、国家主権の本質に関する原則として国際法上異論なく認められている。

国籍概念においては、この「主権尊重の原則」が、その根幹をなす最も重要な原則である。

ウ 複数国籍の発生は「主権尊重の原則」の必然的帰結

複数の国家が存在する国際社会では、この「主権尊重の原則」の必然的帰結として、ある国が定める国籍取得の要件と、別の国が定める国籍取得の要件が、ある一部の人間について重複しうる。そしてその人間が両方の国籍を取得する事態が生じる。これが複数国籍の発生である。

複数国籍の発生の端的な例は、出生地主義と血統主義の交錯の場面である。また血統主義国同士でも双方または一方が父母両系血統主義を採用する場合には複数国籍が発生する。さらに出生による国籍取得の場面ばかりでなく、後発的な国籍取得の場面においても、複数国籍は発生しうる（答弁書33～34頁に同旨）。

このように、複数国籍は「主権尊重の原則」の当然の結果として必然的・不可避的に発生する。そして「主権尊重の原則」を前提とする限り複数国籍を完全に防止しあるいは解消することは不可能である。

「主権尊重の原則」を前提とするならば、複数国籍はむしろ本来的に生じうるものである（甲25・42頁、1898年の梅謙次郎の法典調査会での発言「復國籍又ハ無國籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ」も同旨）。

エ 複数国籍発生防止・解消の徹底の帰結は自国法の従属化

もし仮に一国の国籍法制において複数国籍の発生防止・解消を徹底しようとすると、およそ他の国籍法制においてある人間に国籍が付与される場合には、それに応じて自国では同じ人間に国籍を付与しない、あるいは喪失させることが必要となる。

さらに、他国が国籍法を改正し国籍取得の範囲を拡大したら、それに応じて、自国は国籍取得の範囲を縮小したり若しくは国籍喪失させたりするように国籍法制を改正しなければならない。あるいは、「外国籍を取得した者はその取得の原因・理由の如何を問わず、自國の国籍を取得せず、若しくは自動的に自國の国籍を喪失する」という内容の包括的規定を設ける必要がある。

しかし、これらの対応は自国がその「対人主権」の範囲を他国の「対人主権」に従属させてしまうことになる。

明治憲法下の法典調査会において梅謙次郎が「復國籍又ハ無國籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ」「全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外国ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」と発言し（甲25・42頁）、複数国籍等の発生防止を徹底すれば外国法に対する日本法の「奴隸」化が必然的に生じることを述べたのは、この趣旨である。

オ 複数国籍の発生の防止・解消の徹底は不可能

以上のとおり、複数の国家が存在する国際社会においては「主権尊重の原則」から必然的に複数国籍が発生する。

そして、一国の国籍法制において複数国籍の発生防止・解消を徹底することは、必然的に自國の「対人主権」を他國の「対人主権」に徹底的に従属せることになり、採り得ない。

したがって、一国の国籍法制において複数国籍の発生防止・解消を徹底することは不可能である。

(2) 国籍法抵触条約について

上記「主権尊重の原則」を前提に、複数国籍の弊害の現実的解消に向けて採択されたのが、「国籍法の抵触に関するある種の問題に関する条約」（1930年。以下、「国籍法抵触条約」という。）である

（甲33）。同条約は「国籍唯一の原則」を述べたものとして紹介されるが（乙2・252頁）、実際には、前文で、「国籍唯一の原則」は不可能であることを認め、本文では複数国籍を正面から肯定するものであった（甲27・101頁）。以下、詳述する。

ア 「原則」ではなく「希望」「願望」に過ぎない複数国籍防止

同条約は、前文でまず、「国籍法の抵触に関連する問題を国際協定によって解決することが重要である」と述べ、その直後、「国際共同体の全ての構成国に人は一の国籍を有すべきであり、かつ、一の国籍のみを有すべきであることを認めさせることが、国際共同体の一般的な利益であることを確信」するとして、人は单一国籍でなければならないとの認識を国際社会全体に共有させる必要性を述べる。

さらに続けて前文は、「したがって、この領域において人類が努力を傾けるべき理想は、あらゆる無国籍の事例及び二重国籍の事例とともに消滅させることにあることを認め」と述べる（甲33）。

これは、複数国籍が現実に存在することを前提に、これを解消していくことを目指すとするものである。すなわち、同条約前文が述べるのは、国籍は本来唯一であるという「原則」ではなく、人為的な操作によって一人につき一つの国籍に限定したい、という「希望」あるいは「願望」にすぎない。

なお、この「希望」「願望」は法的拘束力のない前文（甲 20・93 頁）で表明されたのみで、条約本文は、下記で見るとおり、複数国籍を肯定するものであった。

イ 「主権尊重の原則」の確認と、複数国籍の肯定

上記希望を述べたのに続けて前文は、「諸国に現に存する経済的及び社会的状態の下では、前記の全ての問題の統一的解決を直ちに行うことが不可能であると考え」、と述べる（甲 33）。

これは、同条約が、国籍法の抵触に関する諸問題を統一的に解決することが不可能な経済的及び社会的状況を前提として、起草されたことを示す。そして、同条約がその状況を変革しようとするものではなかったことは、同条約第 1 章「一般原則」中の第 1 条乃至第 3 条から明らかである。

すなわち、同条約は、第 1 条で「何人が自国民であるかを自国の法令に基づいて定めることは、各の権能に属する。（以下略）」、第 2 条で「人がある國の国籍を有するかどうかに関する全ての問題は、その國の法令に従って定める。」として、複数国籍を必然的に発生させる原因である「主権尊重の原則」を明記し、確認した。

さらに、同条約は、第 3 条で、「この条約の規定に従うことを条件として、二以上の国籍を有する者は、保持する国籍の所属国とのそれぞれが自國の国民と認めることができる。」として、複数国籍の存在を正面から肯定した。この第 3 条は、あまりにも当然のことと規定するものであるとして条約起草過程で削除意見が出たにもかかわらず、あえて残されたものである（甲 35・24 頁）。

また、条約起草過程では複数国籍防止のために提案された条項（基礎案第6条）が、最終的には無国籍防止の条項（第7条）になつたところもあった（甲36・314～317頁）。

このように、同条約では、前記「ア」の「希望」の表明にもかかわらず、実際には、複数国籍の発生を防ぐための具体的努力はほとんどなされなかった（甲38の1・87頁、甲38の2）。

ウ 複数国籍の弊害除去の規定

上記を受けて前文は、そのまとめに当たる部分で、「しかしながら、現在国際協定を締結することが可能な国籍法の抵触に関連する問題を解決する漸進的法典化の最初の行動をとることを希望し、条約を締結することに決定し」と述べる（甲33）。

すなわち、同条約は、前記のとおり複数国籍消滅など不可能だという状況の下、しかも、複数国籍防止を重視しない諸国²もある中³、まずは問題解決の最初の行動として、複数国籍の弊害を可能な

² 同条約の起草過程では、外国国籍を取得した場合の旧国籍喪失に出身国の許可等を必要とするかどうかに関して移民送出国（イタリア等、許可等を必要とする立場）と移民受入国（米国等、許可等不要との立場）の間で対立があり、移民送出国は自国民確保を複数国籍防止より優先していた（甲36・314～317頁）。

³ 日本政府は、韓国併合（1910年）以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛つておくため」（甲37・217頁）に、複数国籍を容認する政策をとった。日本の国籍法を朝鮮に施行しないとすることで、併合時点での重国籍状態を理由とするとする国籍離脱、中国やロシア等他国への帰化を理由とする国籍離脱を一切許

範囲で除去しようとするものであった。その具体的現れが、第4条と第5条である。

第4条は、「国は、自国民が同様に国籍を有している他の国に対して、その自国民のために外交的保護を与えることができない。」として、複数国籍者の国籍国間での外交保護権の衝突を防ぐものである。

第5条は、「第三国では、二以上の国籍を有する者は、一の国籍のみを有する者として取り扱われる。第三国は、身分に関する自国の法令及び現行の条約の適用を害することなく、その領域内では、その者が有する国籍のうちその者が通常かつ主に居住する国の国籍または、状況に応じてその者が事実上最も密接な関係を有すると思われる国の国籍のみを認める。」とする。これは、複数国籍者が第三国にいる場合に、当該第三国がその複数国籍者をどこの国民として扱うべきかを定めたものである。

さなかつた(同216頁)。国籍法抵触条約策定に向けた折衝の過程においては、複数国籍防止に向けられた条約基礎案第~~6~~6(外国帰化による国籍喪失条項)、第15(二重国籍者の国籍離脱条項)に対し、これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した、と評されている(同230~231頁)。つまり、当時の我が国政府も、「国籍唯一の原則」なるものは、朝鮮人に対する統治支配を維持したいというような(差別的な)政策課題に劣後させてもよい程度のものと理解し軽視していた。そして、かかる認識に基づき積極的な外交努力まで展開していた。そこに、「主権国家の考え方とは本質的に相容れない」(答弁書42頁)などといった危機感は見いだせない。

また、兵役義務の衝突については、同条約では複数国籍を防ぐないため、二重国籍者の兵役義務に関する議定書が同条約と併せて採択され、衝突の回避が図られた（甲 33・280 頁）。

このように、同条約は、複数国籍を正面から肯定しつつ（第 3 条）、複数国籍の弊害のうち「現在国際協定を締結することが可能な」問題の解決を試みたものであった。

複数国籍を消滅させ一人につき一つの国籍とするという同条約の「理想」（いわゆる「国籍唯一の原則」）が当初から画餅に過ぎなかつたなどと評されるのは、同条約のこのような内容のためである（甲 27・101 頁）。

エ 国籍法抵触条約のその後

上述のような規定内容から「明らかに、重国籍を認めている」（甲 27・101 頁）と評される国際法抵触条約は、1937 年に発効した。その後、同条約の第 1 章「一般原則」（第 1 条から第 6 条、すなわち「主権尊重の原則」や、複数国籍肯定をあえて宣言し、そのうえでの弊害防止施策について規定した部分）に示される諸原則は国際慣習法になった（甲 38 の 1・87 頁、甲 38 の 2）。

他方、複数国籍防止の実現という観点から同条約の批准状況を見ると、日本⁴をはじめフランス、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン、中華民国など 27 カ国が署名後も批准をしなかった。米国は署名すらせぬ、カナダは一旦批准した後、1996 年に脱退した。そして、国際法上、複数国籍を禁止する条約など存在せず（甲 20・

⁴ 日本政府は、批准をしない理由を公式に「未批准の理由：第 4 条（重国籍と外交的保護との関係）、第 10 条（夫の帰化）及び第 13 条（両親の帰化）の「その法に従って」という文言について留保している。」（甲 34、わが国が未批准の国際条約一覧（2013 年 1 月現在）・30 頁）と表明している。「弊害のおそれ」とされてきたものについても、被告自身が、少なくともこの限度において許容しうると考えてきたことの表れである。

93頁)、むしろ複数国籍を肯定する国が増え続けている(甲28の1、甲28の2)。

このような国際環境のもとで、複数国籍防止法典編纂をめざす兆しはまったく見られない。

(3) 国内立法による複数国籍防止が不可能であることの実例

ア 国内法による複数国籍防止の徹底は他国に従属することとなり非現実的で不可能であることは、先に論じたとおりである(第1・3(1))。このことを、複数国籍を認めない法制として被告が紹介する中国国籍法(答弁書35頁)を例として検討する。

イ 中国国籍法は、その3条で、「公民が二重国籍をもつことを認めない」と定める(乙6)。

(ア) しかしながら、同法4条は「父母の双方または一方が中国の公民で、本人が中国で生まれた場合は、中国の国籍を有する。」と規定する。日本人と中国人の夫婦の子が中国で生まれた場合の、同条と日本の国籍法2条1号及び12条の適用関係について、在中国日本大使館は、日本の国籍法に基づき3ヶ月以内に出生届をする必要があり、他方で中国の国籍法に基づき管轄する公安局派出所に届ける必要がある、と説明する。そしてその結果、日本大使館では日本パスポートの発行を受け(すなわち日本国籍を取得し)、また中国の公安局から中国パスポートの発行を受けることができるが、中国からの出国の際には中国パスポートを使用する必要がある場合があることを説明している(甲39)。

このように、日本人と中国人の夫婦の子が中国で出生した場合には、日本国籍と中国国籍の複数国籍となることを日本政府は公式に認めており、複数国籍を否定する中国国籍法3条の存

在にもかかわらず、中国国籍法は、その子に日本政府が日本国籍を付与することを妨げることはできず（主権尊重の原則）、その子が日本国籍と中国国籍の複数国籍となることを防止できない。

(イ) 次に、同法 8 条は「中国国籍への入籍を申請して許可された者は、中国の国籍を取得する。中国国籍への入籍を許可された者は、もはや外国の国籍を留保することができない。」と規定する（同様の定めは 13 条にもある）。

この「外国の国籍を留保することができない。」の法的な意味ないし法的な効果は必ずしも明らかではないが、中国国籍法が外国国籍の存廃を決定することはできず（主権尊重の原則）、かつ中国国籍に入籍した者が外国国籍を保持し続けた場合に中国国籍を喪失する等の規定も同法には設けられていない以上、複数国籍状態が存続することになると解される。

以上の通り、法の明文で複数国籍を禁止している中国の国籍法制においても、複数国籍の発生と存続を回避することができないという現実が存在する（おそらく中国政府はこのような外国国籍を「否認」「無視」するという扱いをするものと推測される）。これは、国籍立法に関する「主権尊重の原則」の帰結であり、国内法制による複数国籍の発生防止が実現不可能なことの顕著な実例である。

第 2 複数国籍の弊害が問題とならない状況の広がり

1 複数国籍の「弊害」の実態

上述のとおり、複数国籍の発生を防止することは不可能である。そうすると、もはや複数国籍の弊害を解決する手段はなく、世界は複数国籍の弊害に悩まされ続けるほかないことになりそうである。

ところが、人の移動のグローバル化が急激に進んだ20世紀後半以降、複数国籍を肯定する国が増え（甲20、甲28の1、甲28の2）、複数国籍が発生する場面も増えたにもかかわらず、複数国籍の弊害が深刻化することはなかった。

これは、複数国籍の弊害とされていたものが、複数国籍の発生防止以外の方法で解決されたり、もともと複数国籍との因果関係が薄く複数国籍の発生を防止すれば生じないという関係になかったりしたためである。また、弊害を除去する手段として国籍を喪失させることが適切妥当ではないと考えられているものもある。いずれも、複数国籍除去防止以外の国家間の協調や自制によって弊害が解消され、あるいはその顕在化が抑えられ、国家間の対立に至らない仕組みが作られつつあることによるものである。

以下に、複数国籍の弊害として被告が挙げた6点（答弁書34頁第3段落及び第4段落。いずれも昭和63年（1988年）に刊行された乙2・251～252頁からの抜粋と思われる。）を取り上げ、説明する。

（1）外交保護権の衝突

これは、下記のとおり、複数国籍の発生防止以外の方法で解決された。

外交保護権の衝突が生じる場合としては、①国籍国同士が互いに相手に対し外交保護権を主張する文字通りの衝突と、②国籍国的一方が第三国に対し外交保護権を行使した場合に当該第三国はその国籍国を本人の帰属国として扱ってよいか、という2つの場面がある。

このうち①については、国籍法抵触条約（甲33）第4条で相互に外交保護権を行使できないと定め、これが国際慣習法化したことで衝突は回避された（甲38の1、甲38の2）。また、②については、ノ

ツテボーム事件判決（1955年）で示された「実効的国籍の原則」が国際慣習法となっている（甲27・117頁、甲31・32～35頁）。

これらによって、今日では外交保護権の問題を解決するためのルールは整備されており、外交保護権衝突を理由として複数国籍を防止・解消する必要はない。

なお、日本国籍保有者に関する外交保護権の衝突という具体的弊害が生じたこともない（甲10）。

また、被告は国籍法抵触条約に署名する際、複数国籍の場合の外交保護権の衝突を回避するための第4条を、在外国民に対する外交保護権を放棄する内容であり好ましくないとして、留保したままである（甲33、甲34・30頁、甲35・25頁）。外交保護権の衝突は、被告が答弁書で複数国籍の弊害として真っ先に挙げたものだが、被告はそれを複数国籍防止に優先させてまで回避すべき問題とはとらえていない。

（2） 兵役義務の抵触

兵役義務の抵触については、二国間協定で解決するなどの方法で回避可能である（甲31・39～42頁参照）。

なお、日本国憲法18条は徴兵制を禁止しており（甲40・259頁）、日本国籍と外国国籍の間で兵役義務抵触が生じることはあり得ない。当然、日本国籍保有者に関する兵役義務の抵触という具体的弊害が生じたこともない（甲10）。

(3) 納税義務の抵触

納税義務については、一般には国籍ではなく利益の発生地若しくは納税義務者の住所地を基準として課税されるものであり、抵触は想定しにくい。

仮に抵触が生じ得るとしても、それは各国の税制（国籍を基準に税を課す、という制度の創設など）によって生じるものであり、国籍とは必然的関係がない。それゆえ、その弊害は、居住地を優先基準とする条約や立法など、複数国籍の発生防止以外の方法で解決可能であり、それらの方法で解決されるべきである。

また、その弊害防止のために国籍を奪うのは、目的に比して手段が著しく過剰で、均衡を欠く。実際問題として、納税義務の衝突の解決のために国家間の利害調整という方法ではなく日本国籍を喪失させるという方法を選択することが我々の常識的感覚を逸脱していることは容易に理解できるであろう。

なお、日本国籍保有者に関する納税義務の抵触という具体的弊害が生じたこともない（甲10）。

(4) 適正な入国管理の阻害

複数国籍者は、「各國において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使しうるから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、適正な入国管理が阻害される」事態が生じ得る、との指摘がある（答弁書34頁）。これは、昭和59年（1984年）に複数国籍の発生を広く認める国籍法改正がされて間もない昭和63年（1988年）に、乙第2号証で挙げられた指摘である。

ここでいう「適正な入国管理」の具体的な内容は不明だが、複数国籍者が複数の名前や旅券を行使することによって入国管理上の実害が生じるという関係がないことは、平成18年（2006年）、乙第2号証発行当時よりもはるかに複数国籍者が増えた時代に、法務副大臣が下記のとおり、認めている。

「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってこられて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありませんが、少なくとも統計的にはその数字が消えない。」（参議院法務委員会、平成18年3月16日、河野太郎法務副大臣の発言。甲41・10頁2段目）

すなわち、別個の旅券の行使があっても、統計上の数字に問題が生じる程度で、適正な入国管理が阻害されるという実害は生じない。

ありもしない実害のおそれをもって複数国籍の弊害と捉えるのは不合理である。したがって、適正な入国管理の阻害のおそれがあることを、複数国籍の発生を防止する理由とするることはできない。

なお、日本の場合、法務副大臣の上記答弁がなされた翌年の2008年（平成19年）11月20日以降、日本に入国する外国人は、原則として、指紋と顔写真という生体情報の提供を義務付けられることになった。その結果、外国のパスポートを用いて日本に入国した複数国籍者については、生体認証技術を利用した同一性判断が極めて容易くなっている。

また、複数国籍に起因して適正な入国管理の阻害という具体的な弊害が生じたこともない（甲10）。

(5) 重婚の防止不能

複数国籍者は、「各国において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使しうるから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、……重婚を防止し得ないという事態も生じ得る」との指摘がある（答弁書34頁）。

しかし、单一国籍者であっても外国で婚姻し、その婚姻の報告的届出を本籍地に行わないまま別の婚姻することによって重婚が成立するのである（実際に発生している。）、問題は複数国籍ではなく外国での婚姻が本籍地に適正に届け出られていないという状況にある。また、重婚を犯罪化することで重婚の発生を防止するという方法もある（刑法184条参照）。

したがって、重婚防止云々をもって複数国籍の発生防止目的を根拠づけることはできない。

なお、上記の通り单一国籍者による重婚も実際に発生しているにもかかわらず、被告はこれに対する何らの対策も取っていないのであり、重婚を国家または法秩序に対する重大な脅威であると考えていないことは明らかである。したがって、複数国籍者の重婚（これがどの程度の頻度で発生しているかすら明らかにされていない。）のみを殊更に問題視し、その防止のために複数国籍自体を防止すべきであるとする考え方方が均衡を失するものであることは明らかである。

(6) 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生

複数国籍者は、「その属する各国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活動の自由を享受し得ることになるが、それは単一の国籍のみを

有する者には与えられない利益であり、保護に値する利益とはいえない。」との指摘あるいは主張がある（答弁書34頁）。

しかし、かかる主張は、どのような規範に照らして「保護に値する利益とはいえない」というのか不明である。

すなわち、複数国籍者が各国籍国において享受する権利利益は、各々の国の法律に基づいて保護され、また供与されているものである。たとえば日本国籍と外国籍の複数国籍者についてみると、この者の日本国民としての権利利益は日本国憲法を頂点とする日本の法律によって保障され、また供与されているものである。他方、この者が他方国籍国で享受する権利利益はその国の法律に基づくものである。この者が日本及び他の国籍国を自由に出入国し、これらの国の社会保障の利益や両国での経済活動の自由を享受できるのは、日本の法律、他方国籍国の法律がこれらの活動を保障し、受益権を法律で認めているからである。

「保護に値しない」との主張は、他国の国内管轄事項の定めによって他国で出入国や経済活動の自由を享受し、また社会保障の給付を受ける権利を有する者は、日本において出入国の自由や経済活動の自由など憲法上の権利が保障されなくなるとか、日本の法律で定められた社会保障の給付を受けるに値しない、とするものようであるが、そのような扱いがなされる法律上の根拠は存在しない。このような主張は法律上の根拠のない、単なる感情論に過ぎない。

また、後に詳しくみるとおり、国籍法は3条1項や17条、5条2項によって、外国籍を有する者に対してその国籍を保持したまま日本国籍を取得することを認め、かつ14条で国籍選択宣言をした者に対し外国籍離脱を法的に義務づけず、最終的な複数国籍状態の存続を容認している。このように複数国籍の発生と存続を容認しつつ、他方で

これらの者が日本国民として享受する利益を「保護に値する利益ではない。」とするのは矛盾であり、この点でも、かかる主張は日本の国籍制度を踏まえない感情論である。

そもそも、上記指摘の中でやや具体的に挙げられた「利益」のうち、本国に自由に往来居住できることのほかは、いずれも各国の社会保障法制や経済法制によって生じるものであり、国籍から生じるものではない。

それゆえ、もし問題があるなら、複数国籍の発生防止によってではなく、国内法制度の改正や二国間協定締結などの方法で解決が可能である。

実質を見ても、「複数の本国に自由に往来居住」し得ること及び「各々の国で経済活動の自由を享受し得ること」は、一つの国内で生活や家族関係が完結せず、国境を越えて仕事をしたり家族関係を持ったりする人にとっては、特権的な利益ではなく、一国内で生活や家族関係が完結している大多数の人たち並みに私生活を充実させるうえで不可欠の、切実な、「保護に値する利益」である。しかも、上記指摘の中で挙げられた「利益」が複数国籍者によって享受されたからといって、単一国籍者の権利や利益が縮小するわけでもない。

このような「利益」を複数国籍者が享受するのを防ぐ目的で複数国籍の発生を防止することは、人権の尊重と促進を追求する第2次世界大戦後の世界（国際連合憲章前文、第1条第3項、世界人権宣言前文）において、正当化し得るものではない。

なお、日本においても、複数国籍者は数十万人以上存在すると見込まれるが、複数国籍者が複数の本国に自由に往来居住できるなどの「利益」を得ることによって具体的な弊害が生じたことはない（甲10）。

(7) 整理

以上を整理すると、上記の「弊害」のうち、国籍法制と直接関連するのは、(1) 外交保護権の衝突と、(6) の一部である国籍国に自由に往来居住できる権利のみである。他はすべて国籍法制以外の法制が直接の原因となるものであり、複数国籍の防止以外の方法（関連法制の整備や二国間協定の締結等）による解決が可能である。

2 複数国籍防止の要請の減退と複数国籍肯定の潮流の拡大

上記のとおり、複数国籍の弊害とされていたもののうち、あるものは国際慣習法等により解決され（上記1（1））、あるものは各国の法制や二国間協定等により解決されてきた（1（2）、（3））。また、そもそも複数国籍との因果関係がないか希薄なもの、問題とされるべきでないものが複数国籍の弊害とされてきたが（（1（4）、（5）、1（6））、それらを根拠に複数国籍防止を目指しつづけるのは無理があった。

そのため、複数国籍防止の要請は大きく減退してきた。

その減退傾向と反比例するように、平和主義、民主主義、人権擁護などを促進する手段として複数国籍の増大を歓迎する見解が増えてきた。すなわち、複数国籍を肯定することは、国の安定、移民の統合、安定した将来計画、人権擁護、複合的なアイデンティティへの対応に役立つなどとする見解である（甲20・92頁「1 国際的な動向と日本の凡例・学説の状況」第1段落、96頁参照）。

国連加盟国196カ国のうち72%以上が外国国籍を取得した自国民が自国籍を維持できるとする規定を設けるほどに、複数国籍を肯定する潮流が不可逆的になってきたのには、このような背景がある（甲20、甲28の1、甲28の2参照）。

3 小括

以上見てきたとおり、歴史的には、複数国籍の弊害を解決するために複数国籍の防止を望む考え方があった。しかし、複数国籍の防止は不可能であること、そして、複数国籍の弊害が複数国籍の防止以外の方法によって解決されるなどしたことによって、複数国籍防止の要請は減退し、複数国籍の防止を目指す条約がつくられることもなく、国際的には、むしろ、複数国籍を肯定する潮流が不可逆的に大きくなってきた。

現在も、複数国籍に対し一定の抑制的な法制を採用する国はあるが、それは国際的な要請によるものではなく、それぞれの国の国内的な要請によるものにはかならない。

このような歴史的・国際的潮流の中、日本の国籍法 11 条 1 項と同様の規定を有する中国や大韓民国（以下、「韓国」という。）は、複数国籍の防止・解消を目指す法制度を維持する国の例とされる（答弁書 35 頁（イ）参照⁵）。しかし、事実はそれほど単純ではない。次節で詳述する。

第 3 「複数国籍防止・解消」の内容は各国独自の要請に基づくこと

諸外国の国籍法制において複数国籍防止・解消が立法政策の一つとして位置づけられ、そのための制度が設けられているのは事実である。

⁵ 被告は、複数国籍を許容しつつもその解消のための方策を探っている国として、韓国その他にドイツ、スペイン、スウェーデン、フィンランドを挙げる（答弁書 35 頁（イ））。しかし、スウェーデンとフィンランドはすでに複数国籍全面容認国であり（甲 20・98 頁、109 頁・註 10）、ドイツとスペインにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合にも自国籍を保持することを可能とする制度がある。被告の参考資料の内容はやや古いようである。これについては後の準備書面で詳述する予定である。

しかし、国籍法抵触条約前文の「理想」へ向けた「漸進的法典編纂」が進んでいない現状では（第1・3（2））、「複数国籍防止・解消」という標語のもとに整理された万国共通のルールがあるわけではない（甲27・95頁参照）。各国の複数国籍防止・解消のための制度はその国の歴史的・社会的・経済的事情を背景としたそれぞれの立法政策として採用されているものであり、その具体的な内容も様々である。

それゆえ、ある国の国籍法制における「複数国籍防止・解消」の内容を検討または参考するにあたっては、その国籍法制が定める「複数国籍防止・解消」の具体的な内容を明らかにするとともに、その国の歴史的・社会的・経済的事情を踏まえる必要がある。

以下、被告が複数国籍の防止・解消を目指す法制度を維持している例として挙げた中国、韓国そして日本それぞれの法制度について、「複数国籍防止・解消」の内容等を概説する。

1 中国国籍法

（1） 複数国籍発生防止・解消は限定的

前記第1・3（3）で見たとおり、複数国籍を禁止する規定を有する中国も、現実には複数国籍の発生を防止することはできず、また、発生した複数国籍を強制的に解消するための制度を有していない。同国の複数国籍発生防止・解消の規定は、徹底したものではなく、限界がある。

（2） 社会的・経済的制度の特異性

また、中国は、下記の諸点で歴史的・社会的・経済的事情が日本とは大きく異なる。

- ① 「労働者階級が指導し、労働者・農民の同盟を基礎とする人民民主主義独裁の社会主義国家」（中国憲法 1 条 1 項）であること。
- ② 主権は「人民」にあるが（同 2 条）、国籍保有者（「公民」。同 3 条 1 項）は、統治主体・主権者としての「人民」とは必ずしも同一でなく、人民民主主義独裁の対象である「敵対的勢力および敵対的階級」（同前文）をも包含すること。
- ③ 三権分立ではなく民主集中制（同 3 条 1 項）が採用されていること。
- ④ 兵役義務があること（同 55 条）。
- ⑤ 天賦人権論を前提としないこと。
- ⑥ 国籍離脱の自由がないこと（中国国籍法 10 条、12 条）
(以上につき甲 42、甲 43、甲 44。なお、甲 42 及び甲 44 で「市民」と訳されている箇所の原語は「公民」。)

そのため、中国の国籍法制は、日本の国籍法制を検討する際の比較対照にはなりにくい。むしろ明治憲法下の国籍法制と類似している（いずれも兵役があり（上記④）、天賦人権論に立たず（上記⑤）、国籍離脱の自由は保障されず（上記⑥）、国籍法は主権者の範囲を画する機能を有しない（上記②）。）。

このように明治憲法下の国籍法制に類似する国においてさえ、複数国籍発生防止・解消の規定は限定的にならざるを得ない世界情勢であることは留意されるべきである。

2 韓国国籍法

(1) 複数国籍肯定の動きと「外国国籍不行使宣言」

被告は、複数国籍を許容しつつもその解消の方策を探っている国として韓国を挙げるが（答弁書 35 頁（イ））、韓国の法改正は、下記のとおり、複数国籍を肯定する方向でなされてきた。

すなわち、韓国国籍法 10 条 1 項は、韓国国籍を取得した外国人で外国国籍を有する者は、韓国国籍を取得してから 1 年以内にその外国国籍を放棄しなければならないと規定するが、同条 2 項は、一定の要件に該当する場合には外国国籍の放棄に代えて韓国国内で外国国籍を行使しない旨を法務部長官に誓約することによって、複数国籍を保持することを認めている（乙 7）。

この「外国国籍不行使宣言」は 2010 年法改正時に新設された制度である。同条項の典型的適用場面の一つは韓国国籍への帰化の場合であり、韓国国籍に帰化した者について一定の場合に複数国籍の保持を正面から肯定する法改正がなされたものである。

また、この 10 条 2 項は、被告が指摘する国籍選択に関する 12 条（答弁書 35 頁（イ））において引用されている。

（2）歴史的、社会的特殊事情

韓国は、立憲民主主義国家であり、韓国憲法（甲 45）は、天賦人権思想に立脚し、幸福追求権を定めている（10 条）。この点は日本と同様である。

しかし、韓国は、30 年以上にわたる植民地支配から独立した後、全土が朝鮮戦争の戦火に見舞われ、その後も長く東西冷戦の最前線に立たされつづけてきた。こうした歴史の中で 1987 年に制定された韓国憲法は、国民の国防義務と兵役義務を定め（39 条）、兵役義務の詳細は兵役法が定めている（乙 7、韓国国籍法 12 条 2 項、3 項等参照）。また、韓国憲法 5 条 2 項は、「国軍は、国家の安全保障および国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命と」することを定めている。

このように、韓国の国家体制及び法制度は、幾度も外国に国土を蹂躪され外敵との絶え間ない対峙を強いられてきたという歴史を反映

して、国防に重きを置いている。そして、韓国国籍法は、国が国防義務を課す者の範囲を画するという意義をも有する。

一方、日本では、憲法が戦争放棄や戦力不保持等を定め（9条）、徴兵制も違憲である（18条）。そして、日本の国籍法は、国防義務を課される者を定めるという意義は持たない。

両国の制度は、これらの点で決定的に異なっている。

したがって、韓国の国籍制度を参考にし得るとしても、その範囲は慎重に検討する必要がある。

3 日本の国籍法

日本の国籍法は、昭和59年（1984年）国籍法改正時に、父系優先血統主義から父母両系血統主義に移行し、重国籍者の発生を広く肯定する立法政策に変更した。また準正による国籍取得（平成20年改正前の法3条1項）、国籍再取得（17条）、帰化における原国籍離脱要件の例外規定（5条2項）、国籍選択制度（14条乃至16条、後述する通り国籍選択制度は最終的に複数国籍状態の継続を容認する制度である）が新設・導入され、改正前と比して複数国籍の発生と存続を広く肯定する立法政策を採用するに至った。

その後、平成20年（2008年）には3条1項が改正され、日本人父の認知を理由とする国籍取得が認められた。これによってさらに複数国籍者の発生が拡大されることとなった（なお、この法改正の際にも、これに先立つ一連の訴訟の過程でも、法3条1項から準正要件が削除されることによって国籍取得の対象者が増大し複数国籍者の発生が増加することが問題であるとの指摘は一切なされなかった。）。

4 小括

以上の通り、被告が指摘する中国国籍法においても現実問題として複数国籍を回避することは不可能であり、また韓国国籍法、そして日本の国籍法も、複数国籍を肯定する方向で法改正がなされてきている。諸外国の国籍法制の動向という観点で見るならば、これがその流れである。

なお、たとえば韓国国籍法における「外国国籍不行使宣言」の制度のように、複数国籍を認めるための各國の法制度には多様なものがある。したがって、「複数国籍を認めている」あるいは「禁止している」などと単純化しまとめてしまうことはその理解を誤らせるおそれがある。

各国の国籍法制における複数国籍に対する立法政策は、「認める」「禁止する」といった単純な図式ではなく、それぞれの法制度において具体的にどのような制度を設け、どの範囲で複数国籍の発生と存続を肯定し、またどの範囲でこれを抑制若しくは解消しようとしているのか、を具体的に検討する必要があるのであり、またその結果として初めて「当該国の国籍法制においては複数国籍についてこのような立法政策に立脚している。」と論じることができるのである。

日本の国籍法制についても全く同様であり、日本の国籍法が「複数国籍を禁止している」と説明することは端的に誤りであるが、かといって「複数国籍を認めている」と言い切ることもできない。要は複数国籍の発生とその防止・解消に向けた具体的な条文に沿って個々に検討し、その結果として「日本の国籍法は複数国籍についてこのような立法政策に立脚している」と論じることが必要である。

そしてこのような議論の中で、本件訴訟で問題となっている、11条1項がどのように位置づけられているかを判断する必要がある。

次節で、日本の国籍法における「複数国籍防止」制度の具体的な内容を概観、検討する。

第4　日本の国籍法における「複数国籍防止」制度の具体的な内容

1　国籍法における「複数国籍発生防止の要請」と「国籍自由の原則」の具体的な内容を検討する必要性

前記第3の通り、「複数国籍発生の防止」は、各国の国籍法制が採用する様々な立法政策の総称であり、「複数国籍発生の防止」のための具体的な方策は各国国籍法制によって様々であるし、そもそも「複数国籍発生の防止」をどの程度追及し、あるいは逆に複数国籍をどの程度肯定するかについても、各国国籍法制によってその採用する政策は千差万別である。

したがって、ある国の国籍法制において「複数国籍発生の防止」がどのように図られているか、あるいはどの程度複数国籍を防止し、逆にどの程度複数国籍を肯定しているかは、その国の国籍法制を具体的に検討してみなければ明らかにならない。この点は日本の国籍法についても同様である。

被告は、「我が国の国籍法は、複数国籍防止と国籍自由の原則を基調としている」と主張するが（答弁書36頁エ）、このような抽象的概括的な説明では、日本の国籍法が採用する複数国籍に関する具体的な立法政策の内容は明らかとはならない。

そこで、以下においては、国籍法の条文を検討しながら、国籍法が採用する複数国籍に関する立法政策の具体的な内容（すなわち、国籍法がどのような方策によってどの程度複数国籍を防止し、他方でどの程度複数国籍を肯定しているか）を明らかにする。

なお、その検討に当たっては、一方で複数国籍の発生・防止・解消の各場面について検討すると共に、他方で「国籍自由の原則」（国籍の得喪は個人の自由意思によるべきとの原則。甲46・210～211頁。世界人

権宣言 15 条 2 項参照。)との関係を明らかにするために、上記の各場面において本人の意思がどのように反映されているか、も併せて検討する。

2 複数国籍の発生をもたらす制度

(1) 2条1号2号、3条1項、17条1項、5条2項

複数国籍を発生させる制度としては、2条1号2号、3条1項、17条1項、5条2項が存在する。

ア 2条1号2号 出生による両親の国籍の取得に起因する複数国籍

【条文】

2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

1号 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

2号 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。

イ 3条1項 認知による国籍取得に起因する複数国籍

【条文】

3条1項 父又は母が認知した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

本規定は、もと外国国籍のみを有する子が、一定の要件下でその意思により日本国籍を取得できるとするものであり、その結果、その子は複数国籍となる。

ウ 17条1項 国籍再取得に起因する複数国籍

【条文】

17条1項 第12条の規定により日本の国籍を失つた者で20歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

本規定も、もと外国国籍のみを有する子が、一定の要件下でその意思により日本国籍を取得できるとするものであり、その結果、その子は複数国籍となる。

エ 5条2項 帰化申請者が原国籍離脱要件を充足することができない場合の複数国籍

【条文】

5条1項 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

5号 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

2項 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

国籍法は帰化要件として日本国籍取得時に原国籍を離脱することを求めていいる（5条1項5号）が、本人の意思に関わらず帰化と同時に原国籍を離脱できない場合には、一定の条件下で原国籍を離

脱せず帰化することを認めており、その結果、帰化者が複数国籍となる場合がある。

オ 外国法の「当然取得」の規定に基づく複数国籍

日本国民が、外国人との婚姻や養子縁組などに伴い、当該外国の国籍法の当然取得の規定に基づいて、外国国籍を取得することによって、複数国籍となる場合がある。この「外国国籍の当然取得による複数国籍」について、国籍法は何らの制限を設けていない。

(2) 国籍法における複数国籍発生の制度の特徴

国籍法における複数国籍発生の制度としてもっとも大きなウエイトを占めるものは、言うまでもなく出生による複数国籍（2条1号2号）であるが、これは本人の意思に関わらず出生の事実により複数国籍が発生するものである。

これに対して、認知による国籍取得（3条1項）及び国籍再取得（17条1項）では、もともと外国人であった者が、自分の意思によって（日本国籍を取得し、それによって）複数国籍となる点が特徴である。両規定はいずれも日本人親との血統的繋がりを一つの要素とするものと解されるが、ここではこのような血統的繋がりの尊重、ないしはこの血統的繋がりを国籍に反映させたいという本人の意思の尊重を複数国籍防止の要請より優先させていることが分かる。

また、5条2項も「日本国民との親族関係または境遇」に関する特別な事情への配慮を複数国籍防止の要請より優先することを容認する規定である。

さらに、外国籍の当然取得による複数国籍の発生については、国籍法は何らの制限もしていない。

3 複数国籍の発生を防止する制度

(1) 5条1項5号、11条1項、12条、

複数国籍の発生を防止する制度としては、以下の制度が設けられている。

ア 5条1項5号 帰化における原国籍離脱要件

【条文】

5条1項 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

5号 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。

但し、前述の通り、帰化の許可の時に原国籍を離脱できない場合には、原国籍を離脱しないまま帰化が認められる場合があり（5条2項）、その場合には複数国籍となる。

法務省によれば、平成29年度帰化件数を原国籍国毎に分類すると、第3位はブラジル（308人・3.0%）、第4位はフィリピン（307人・3.0%）であるが、いずれも日本への帰化と同時にその国籍を離脱することができない国であり、これら2カ国からの帰化者（合計615人、帰化総数10315人の6%）は5条2項の適用によって帰化が認められたものである。

なお、帰化における原国籍離脱要件は必ずしも帰化制度の本質的要素というわけではなく、たとえば韓国国籍法は2010年改正以前から帰化の許可の要件として原国籍離脱を求めていない（韓国国籍法5条）。但し、帰化後一定期間内に原国籍の離脱ないし放棄を要求しているが、ここでも一定の場合において原国籍を保持したま

韓国国籍を保有することを認めている。1997年改正法10条1項、2項、2010年改正法10条1項、2項)。

イ 11条1項 自己の意思による外国国籍の取得による日本国籍の喪失

【条文】

11条1項 日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

志望取得の手続によって外国国籍を取得する意思さえあれば、日本国籍を離脱する意思がなくても、外国国籍取得と共に自動的に日本国籍を喪失する。本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる制度である。志望取得の手続によって外国国籍を取得したかどうかは、当該外国の法制度の内容に従って判断することになる。

ウ 12条 国籍不留保による国籍喪失

【条文】

12条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

同条は、形骸化した日本国籍の発生を防止するとともに複数国籍の発生を防止する制度であるとされる。

しかしながら、国籍留保の意思表示をしなければ日本国籍を喪失し複数国籍が解消される反面、留保の意思表示をすれば日本国籍を

保持し、複数国籍状態を維持することを認めるものであるから、必ずしも複数国籍発生防止を目的とした制度とは言い難い（いわば複数国籍防止という「目的」に対しては「中立的な制度」と言える）。

しかも国籍留保の意思表示の具体的な方法は、出生届用紙に「日本国籍を留保する」と印刷された箇所にチェックをすることで足ること、さらに在外大使館における取り扱い実務では、出生届の際に国籍留保の意思表示をするよう指導し、国籍留保の意思表示がなされていない出生届は受理しない、誤って国籍留保の意思表示がなされていない出生届を受理した場合には本人の意思を確認し、留保の意思があれば期間内に留保の意思表示があったものとみなす、等の取り扱いがなされている。このように、実務においてもなるべく国籍留保の意思表示を行うよう励行する運用がなされている。

このような制度の仕組み及び運用を見ると、本制度は必ずしも複数国籍防止の制度とはいえず、むしろ日本国外で出生した子の形骸化した日本国籍の発生を防止することが主たる目的であり、複数国籍であること（すなわち外国国籍をも有していること）は日本国籍を喪失させるための条件である（無国籍防止のために外国国籍を有していない場合には日本国籍を喪失させられない）、と位置付けるのが適切である。

（2） 複数国籍の発生防止の不徹底と修正

以上の通り、国籍法が複数国籍発生防止のために定めた制度のうち、複数国籍の発生を一切許さずに防止を徹底させている規定は11条1項しかない。むしろ国籍法は、原国籍離脱がないままの帰化の

場合（5条2項）や本人の意思表示による国籍留保の場合（12条）に複数国籍を認めている。

（3） 11条1項の異質性

複数国籍の発生防止を徹底する唯一の規定である11条1項は、日本国民が日本国籍離脱の意思を示していないにもかかわらず、日本国民の意思に基づかずに、日本国籍を失わせるという点で、他の規定とは異質である。

4 一旦発生した複数国籍を解消する制度

（1） 11条2項、13条、14条、15条、16条

一旦発生した複数国籍を解消する制度としては、11条2項、13条、14条、15条、16条がある。

ア 11条2項 外国国籍の選択による日本国籍の喪失

【条文】

11条2項 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

ここで「外国の法令によりその国の国籍を選択したとき」の意味について、本条項が新設された昭和59年改正時の立法趣旨の説明によれば、「（国籍法14条の）国籍選択制度と類似の制度を有する外国において、当該外国及び日本の国籍を有する者が、当該外国の法令に従い、当該外国の国籍を維持確保し、日本国籍を不要とする旨の意思

を明らかにしたときは、その時に日本国籍を当然喪失することにある。」（民事月報39巻6号34頁、甲47）とされる。

つまり外国国籍を選択するだけでなく日本国籍を放棄する意思の表示があったときに本条項が適用されるとするのであり、本条項による日本国籍の喪失は本人の意思に依拠するものと言うことができる。

イ 13条 国籍離脱

【条文】

13条 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱することができる。

本人の意思によって日本国籍を喪失させる制度であることは明らかである。

ウ 14条 国籍選択

【条文】

14条 1項 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2項 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」という。）をすることによってする。

まず、「外国の国籍の離脱」は本人の意思によって複数国籍を解消する方法である（2項）。

次に、「国籍選択宣言」とは「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」であり、本人の意思によるものと言うが（同項）、「外国国籍を放棄する旨の宣言」によって当然に外国国籍が消滅するわけではないから、国籍選択宣言はそもそも複数国籍を解消させない。

なお、「所定の期間内に「外国国籍の離脱」若しくは「国籍選択宣言」いずれも行わなかった場合には国籍を喪失させる」という制度設計もあり得る（1997年改正時の韓国国籍法10条1項2項（乙7・1132頁第1段））が、国籍法はこれを採用しなかった。次条の運用と併せ、国籍選択はあくまで本人の自主的判断と行動に委ね、これを法的に強制することはしない、というのが国籍法の立場であると解される。

エ 15条 選択催告

【条文】

15条1項 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前条第1項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告することができる。

3項 前2項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から1月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によってその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選

択をすることができるに至つた時から 2 週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

本条は、本人の意思に反して日本国籍を喪失させる規定であるが、昭和 59 年改正において本条が新設されて以降、今日まで本条による選択催告が行われた例はない。その理由について被告国は、国会答弁において「国籍を喪失することは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろう」（平成 16 年 6 月 2 日衆議院法務委員会における房村政府委員の答弁、甲 48・10 頁最下段）と説明している。

なお、本条の公正な適用のためには被告国において複数国籍者を正確に把握することが不可欠である。しかし、少なくとも現時点において被告国は複数国籍者の名簿などによる個別の把握を行っておらず、しかも、そもそも正確な把握自体が事実上不可能なものであり今後も実現される可能性はかなり低いことから、将来的にも本条が適用される可能性はほとんどないと解される。

オ 16 条 外国国籍離脱の努力義務

【条文】

16 条 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

本条は訓示規定とされており、国籍選択宣言をした複数国籍者に対して外国国籍離脱を法的義務として課していない。したがって、外国国籍の離脱が可能なのに離脱をしないこと、あるいは外国国籍の

離脱に努めないことに対する法的制裁は存在しない。また、外国国籍の喪失を報告する制度はある（戸籍法106条）が、外国国籍離脱の努力義務の履行状況を報告する制度は存在せず、被告国において国籍選択宣言をした複数国籍者の外国国籍離脱の努力義務の履行状況を調査する手段も存在しない。

なお、「国籍選択宣言後一定期間内に外国国籍を離脱しない場合には日本国籍を喪失する。」という制度を設けることも立法技術としては可能であろうが、このような制度によって強制的に日本国籍と外国国籍のどちらかを選択させることはしない、というのが立法者意思であり、国籍選択後の複数国籍の解消は最終的に本人の意思に委ねるのが国籍法の趣旨であると解される。

（2） 小括

以上の通り、11条2項、13条は複数国籍解消のための日本国籍の喪失に際して本人の意思を尊重している。国籍選択制度は（外国国籍を離脱する場合の他は）そもそも複数国籍を解消させず、選択宣言をした者の外国国籍離脱努力も訓示規定とされており法的な強制力はない。さらに15条はこれまで適用実績がなく、今後も適用される見込はない。

5 複数国籍に関する国籍法の姿勢の整理

以上を整理すると、以下の通りである。

（1） 複数国籍の発生について

国籍法は複数国籍の発生を比較的広く認めている。

特に血統に起因する場合には本人の意思による後発的な日本国籍取得による複数国籍も認めている（原国籍の離脱を要求しない）。

さらに帰化においても原国籍の離脱ができない場合は離脱せずに帰化することを認め、複数国籍を認めている。複数国籍のままの帰化は例外的な取り扱いではなく、「事前に又は帰化と同時に原国籍を離脱できる場合は離脱させ、離脱できない場合は離脱しないで帰化を認める。」というのが国籍法の扱いである。

加えて、外国法の「当然取得」の規定による複数国籍の発生は何の制約もなく容認されている。

（2） 複数国籍の発生防止について

国籍法は、11条1項を除き、複数国籍の発生防止を徹底していない。むしろ、原国籍離脱がないままの帰化の場合（5条2項）や本人の意思表示による国籍留保の場合（12条）に複数国籍を認めている。

唯一11条1項が、本人の日本国籍離脱意思の有無にかかわらず、かつ、何ら例外を認めず、日本国籍を喪失させることで複数国籍発生防止の徹底を図る制度となっている。

（3） 複数国籍の解消について

複数国籍の解消は、15条以外は本人の意思に依拠している。

複数国籍解消の「要」とされる国籍選択制度は実は複数国籍を解消しない。

15条は運用の実例なく、今後も適用の見込みはない。

(4) まとめ——複数国籍に関する国籍法の考え方

以上に見たとおり、国籍法は、血統に起因する場合を中心に複数国籍の発生を広く認めている。その一方で複数国籍の発生防止と解消も一定の範囲で図っているが、最終的な複数国籍の保持または解消は本人の意思に委ねているのであり、国籍法の規定と運用の基本的な姿勢としては、11条1項のみを除き、複数国籍を解消するに当たり本人の意思に基づくことを要求している。

これを「複数国籍の発生・防止・解消」と「国籍自由の原則」との関係から見ると、国籍法は11条1項のみを除き複数国籍の発生防止を徹底せず、一旦発生した複数国籍に対して「国籍自由の原則」に基づいて本人の意思を尊重しつつ複数国籍を解消していく、という制度設計を採用していることになる。つまり、国籍法はその全体の制度設計として、「複数国籍の解消」の場面において「国籍自由の原則」を適用しているのである。

この点、被告は「複数国籍発生の防止」を強調する一方で「国籍自由の原則」を「限定的ながら国籍法における一つの理想」と位置づけている。つまり、あたかも「国籍自由の原則」が「複数国籍発生の防止」のためにその適用の有無が左右される限定的な原則であるかのように扱っている（答弁書36頁ウ）。

しかし、被告の説明は、本書面で概観した国籍法全体の規定の制度設計（11条1項のみを除く。）、すなわち「複数国籍の解消」において「国籍自由の原則」が適用され、本人の意思に基づく解消が要求されていることと、全く相容れず、不合理である。

11条1項の場面を、たとえば外国人が自己の志望によって日本国籍を取得した3条1項や17条1項の場面、あるいは日本人が外国人との婚姻や養子縁組等によって外国国籍を取得する（当然取得の）場

面などと対比しても、自己の志望によって外国国籍を取得した場合に限って、なぜ「複数国籍の発生防止」を理由に本人の意思を無視して当然に日本国籍を喪失させなければならないのか、その合理性が問わなければならない。

以 上